

歴史的地区環境整備地区【歴みち】(身近なまちづくり支援街路事業)

概要

歴史的街並みや史跡等の保全・整備に併せて、歴史的地区の交通環境を整備することにより、魅力あるまちづくりを推進する。

事業の内容

- ・ 歴史的地区への誘導路整備
 - ・ 電線の地中化
 - ・ 地区周辺部の交通広場
 - ・ 歴史的みちすじの整備
- 等

整備例



【川崎市旧城下町地区】



【日光市日光二社一寺地区】

賑わいの道づくり事業

1. 目的

国民ニーズの多様化に対応していない中心市街地は、魅力が感じられないことから集客力が低下し、商店街が不振に陥っているケースが各地で見られる。このような商店街の活性化を図り、観光の拠点とするため、街並みの快適性の向上とアクセシビリティの確保について総合的かつ重点的な支援を実施する。

2. 事業内容

中心市街地の関係者と地元自治体が一体となって策定する活性化計画（「賑わいの道づくり計画」）に基づき、各種の道路整備（商店街の通過交通を迂回させるバイパス、歩道設置、コミュニティ道路、電線共同溝、ポケットパーク等）を総合的に実施し、中心市街地へのアクセシビリティと街並みの快適性を向上させることにより、中心市街地の活性化を図る。

3. 支援方策

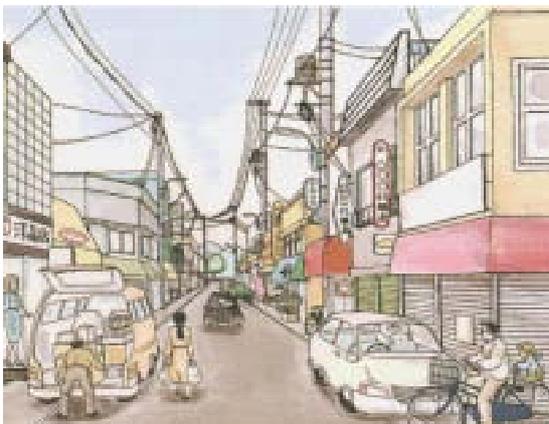
国土交通省は、策定された「賑わいの道づくり計画」を勘案して、賑わいの道づくり事業の実施地区を選定し、選定された地区の道路事業のうち、国が補助する事業等について重点的に支援する。

4. 平成14年度事業箇所数

12箇所

5. 実施箇所

福井県福井市等



事業実施前



事業実施後

賑わいの道づくり事業のイメージ

歴史的・文化的町並み等保存継承に寄与する住宅 に対する住宅金融公庫融資

ねらい

住宅の更新等に当たって、建替え・リフォーム等を支援することにより、歴史的・文化的資産である町並み保存に寄与する。

概要

住宅の建替え、リフォーム等に対し、住宅金融公庫による融資を行う。

支援措置

歴史的・文化的町並み等の保存に資する住宅の建替え、リフォーム等に対し、住宅金融公庫融資の優遇を行う。

〔優遇措置（リフォーム融資の例）〕

1．リフォームに係る基本融資額の増額

530（240）万円 1,000（500）万円

*（ ）内は、修繕工事のみを行う場合

2．融資対象要件の緩和

条例に住宅の規模等が定められている場合、通常のを要件を緩和
（1戸当たり床面積50㎡以上（共同住宅は40㎡以上）の要件を緩和）



住宅マスタープラン

1. 目的

地方公共団体における住宅供給及び住環境の整備に係る施策について総合的な計画を定めるとともに、計画に基づく事業を推進することにより、地域特性に応じた良質な住宅及び豊かな居住環境の整備を推進する。

2. 事業概要

住宅マスタープランの策定及び計画に基づく普及・啓発、モデル住宅の整備等の事業を実施する地方公共団体等に対し助成する(補助率 1 / 3)。

(地域の特性に応じた計画の例)

- ・地域の住文化等に係る住宅供給に係る事項
- ・高齢者等に係る住宅供給に係る事項



有田町（佐賀県）

バリアフリー観光空間の整備

バリアフリー観光空間の整備は、観光客が集中する地域において、高齢者等も快適にかつ安心して散策しながら観光できる空間形成を行うものである。観光資源が散在し、高齢者等でも歩いて回れる散策ルートを形成している地域を対象に、高齢者等にとっても快適な観光ルート整備を目的として、バリアフリー型トイレの重点的整備や、自治体が保有する観光案内所、休憩施設等のバリアフリー化等を行うものである。

このようなバリアフリー観光空間の整備を行う都道府県、市町村に対して、国が助成を行っている。

- ・ 14年度整備地区（2地区） 京都府宇治地区
静岡県御前崎地区

